新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第3期:4月1日以降の時短要請分、まん延防止等重点措置分)

★4 月 1 日以降は、期間・区域により、時短要請の内容が異なりますので、ご注意ください。

区域	4月1日(木)~4月4日(日)	4月5日(月)~4月21日(水)	4月22日(木)~5月5日(水)
神戸市・尼崎市・西宮市・ 芦屋市		[まん延防止年 年前5時から午後8日 (酒類の提供は午前11	時までの営業に短縮
伊丹市・宝塚市・川西市・ 三田市・明石市・加古川市・ 高砂市・姫路市・猪名川町・ 稲美町・播磨町・神河町・ 市川町・福崎町の区域 (8市6町)	〈県による時短要請〉 午前5時から午後9時までの営業に短縮 (酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)		

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が行った4月1日からの営業時間短縮の要請に応じてくださった飲食店を運営する事業者の皆様に対し、協力金を県と市町が協調して支給します。

県による時短要請(第3期協力金)

対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業 (休業を含む) に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」 を掲示することが必要です。「感染防止対策宣言ポスター」はこちらからダウンロード して使用して下さい。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

※定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

支給額等

	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3期)		
対象期間	令和3年4月1日(木)~4月4日(日)	令和3年4月1日(木)~4月21日(水)	
対象地域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・ 加古川市・高砂市・姫路市・猪名川町・稲美	

	町・播磨町・神河町・市川町・福崎町の区域 (8市6町)
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)
要請内容	通常、午後 9 時以降も営業している店舗が、営業時間を午前 5 時から午後 9 時まで(酒類の提供は午前 11 時から午後 8 時 30 分まで)に短縮すること
支給額	1 日あたり 4 万円/店舗×時短営業日数

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 [まん延防止等重点措置]

対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の区域の店舗に限る)を運営する事業者

支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業(休業を含む)に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」 を掲示することが必要です。「感染防止対策宣言ポスター」はこちらからダウンロード して使用して下さい。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html

- ※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じていただくことが必要です。
- ※定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 [まん延防止等重点措置]
対象期間	令和3年4月5日(月)~5月5日(水)
対象区域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市
対象施設	対象区域内の飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること
支給額	1日当たり4~20万円(※)/店舗×時短営業日数(最大31日間) ※〈中小企業〉 ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以下の店舗:4万円

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10~25万円の店舗: (前年度等の1日 当たりの売上高)×0.4の額
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の店舗:10万円

〈大企業〉

- 1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円) 〈中小企業もこの方式を選択可〉
 - (注)「前年度又は前々年度の一日当たり売上高」や「1日当たりの売上高の減少額」は確 定申告書の内容等により算出します。

申請に係る必要書類

- ※申請に必要となる書類は、あらかじめご準備下さい。
- ※まん延防止等重点措置の申請については、下記以外に別途申請に必要な書類があります。詳細は決定次第公表します。
- ※★の書類は、第1期又は第2期協力金の申請者は提出不要とする予定です。
 - ①申請書
- ★②代表者の本人確認書類(住所・氏名・生年月日が分かるもの)の写し(運転免許証・ マイナンバーカード等)
- ★③诵帳の写し(表紙と見開き1ページ目)
- ★④直近の確定申告書の写し(開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し)
 - ⑤食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ★⑥通常の営業時間が分かる書類(店舗 HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など)
 - ⑦店頭掲示又は店舗 HP に掲示した時短営業告知文の写真又は写し ※店舗へ掲示する時短営業告知文の参考例はこちら

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/documents/kokutibun.pdf 4/5~5/5 分(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市のみ)はこちら(PDF:52KB)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/documents/kokutibun8.pdf

- ★⑧屋号、店名が確認できる店舗の外観及び内観写真
 - ⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真 ※時短営業要請期間中すべて休業する場合は、写真の提出は不要です。

申請時期 • 申請方法

申請受付開始日、申請手続き等の詳細は決定次第公表します。

お問い合わせ先

●兵庫県時短協力金コールセンター

電話:078-361-2501

受付時間:平日 午前9時~午後5時

日本語での相談が難しい場合は、「ひょうご多文化共生総合相談センター」にご相談ください。

ひょうご多文化共生総合相談センター

078-382-2052 (月曜~金曜 9:00~17:00) 078-232-1290 (土曜・日曜 9:00~17:00)